

## 「船舶のトン数測度の解説」及び「船舶のトン数測度の特例」に係る改正案の意見募集について

平成14年1月  
海事局検査測度課

### 1. 現行制度の概要

船舶のトン数測度に関しては、1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約を実施するとともに海事に関する制度の適正な運用を確保するため、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号。以下「法」という。）を定め、法施行規則（昭和56年運輸省令第47号。以下「規則」という。）により測度の技術基準を定めています。

また、法及び規則に定められた内容が正確に理解され、測度が円滑かつ適正に実施されるよう「船舶トン数測度心得」、「船舶のトン数測度の解説」及び「船舶のトン数測度の特例」が示達されています。

### 2. 現行の「船舶のトン数測度の解説」及び「船舶のトン数測度の特例」

「船舶のトン数測度の解説」は、一般的な形状の船舶のトン数測度が円滑かつ適正に実施されるよう、図解を多く取り入れ解説しております。

また、「船舶のトン数測度の特例」は、特殊な構造を有する船舶の具体的な測度方法を解説しております。

### 3. 「船舶のトン数測度の解説」及び「船舶のトン数測度の特例」の改正理由

近年、船舶の技術革新に伴う新船型が開発され、また、プレジャーボート等においては、複雑な船型が出現してきており、現行の「船舶のトン数測度の解説」及び「船舶のトン数測度の特例」では対応することが困難な事例が生じています。

このため、これら新船型の取り扱いを早急に「船舶のトン数測度の解説」及び「船舶のトン数測度の特例」に盛り込む必要があります。

また、測度の基準をより解りやすくするため、「船舶のトン数測度の解説」の表現を一部見直すと共に、取り扱いも簡易化します。

### 4. 「船舶のトン数測度の解説」の改正案の概要

#### 解説3-二・三（舷端の取り扱い）

小型船舶の舷端（上甲板）を判断するための放水口及び排水孔の判断基準は、小型船

舶安全規則に定められている放水口及び排水孔の基準によることとします。

#### 解説5-規（天幕下部の場所の取り扱い）

現在の基準では、天幕の下部の側面に仕切りを有している場合には当該天幕下部は閉囲場所となりますが、当該側面にある仕切りと天幕に直接接続がなければ閉囲場所と取り扱わないよう改正します。

#### 解説6（船体に張出し部を有する場合の区分の方法）

現在の基準では、張出し部の下方の外板を順正に延長した面により区分することとしていますが、船側及び船尾の張出し部については、下方の区分点から垂直に区分するよう改正します。

#### 解説10-0-ア（微小容積の取り扱い）

総トン数に及ぼす影響が小さいと考えられる閉囲場所（微小容積）は、閉囲場所の容積を算定するにあたってその容積を合算しない取り扱いとなっていますが、微小容積であるか否かの判断を、簡易に改正します。

#### 解説10-0-イ（海水に開放されている場所の取り扱い）

フィンスタビライザー格納場所を、「海水に開放されている場所」として閉囲場所の合計容積に合算しないこととします。

#### 解説10-3-ア(1)（暴露部と見なされる場所の取り扱い）

ひさし状の覆い甲板により閉囲された場所のうち、奥行きが浅いなど開放性が高い場所の判断基準を緩和します。

#### 解説10-3-ア(4)（暴露部と見なされる場所の内部に設けられた装置等の取り扱い）

現在の基準では、暴露部と見なされる場所に貯蔵品等を保管するための装置を有している場合には、「暴露部と見なされる場所」として認定することは出来ませんでした。保管するものを限定して、その限定されたものを保管するための装置であれば、暴露部と見なされる場所の判断にあたって、装置を無視する取り扱いに改正します。

#### 解説19-1-規(1)

通常の高さ・形状で設計された一定の基準値以下であるキャンバー及びシヤーについては、規則第19条第1項の算式により上甲板下の容積を算定するにあたって考慮しなくて差し支えないこととします。

#### 解説19-1-規(4)及び解説19-2-規(1)～(3)（船体の張出し部の計測方法）

現在の基準では、張出し部の計測方法は、その材質の違いにより板の内面で計測するか又は外面で計測するかが変わりますが、その材質にかかわらず、板の外面で計測するよう統一します。

解説28-規(4) (上部構造物の高さの計測位置)

(測度長24メートル未満の船舶に限る。)

現在の基準では、上部構造物の高さは下層の幅の1/4の位置において計測することとしていますが、キャンバーが小さい等の一定の要件を満足する場合には、上部構造物の側板の位置で計測して差し支えないこととします。

解説28-規(5) (上部構造物の容積の算定方法)

(測度長24メートル未満の船舶に限る。)

上部構造物の容積の算定方法は、最大の長さに平均の幅及び平均の深さを乗じて算定することとしていますが、適宜容積を算定するために適当と認められる方法により算定して差し支えないこととします。

解説32-0-ア(5) (除外場所内にオープン・レールが設けられている場合)

現在の基準では、除外場所内に設けられたオープン・レールは、開口を阻害するものとして取り扱い、当該オープン・レールのある位置より内部は除外することは出来ませんでした。甲板開口の周囲に設けられた転落防止のためのオープン・レール及び機器等の周囲に設けられた危険防止のためのオープン・レールであれば開口を阻害しない取り扱いとします。

解説33-0-ア(2) (除外場所内に設けられた器具等を設置するための装置)

現在の基準では、除外場所内に器具等を設置するための装置がある場合は除外することが出来ませんでした。設置する器具を限定し、その限定された器具を設置するための装置であれば除外できるように改正します。

解説32~33-二-ア(5) (ボックスフレームの取り扱い)

規則第32条第2号(船側開口)の開口面に設けられたバーティカル・プレートの裏面にボックスフレームが設けられた場合の取り扱いを、図に明記します。

解説32~33-五-規(5) (覆い下部の除外場所の取り扱い)

現在の取り扱いを、より明確になるよう修文します。

## 5. 「船舶のトン数測度の特例」の改正案の概要

特例1-1 (計画満載喫水線を変更する場合の前部垂線・後部垂線の取り扱い)

上甲板を変更(移設)することにより改測する場合に、計画満載喫水線が変更となる場合であっても、垂線位置を変更することなく改測して差し支えないこととします。

特例3・10・19-1 (モノコック部分を有する船舶の測度方法)

甲板、上部構造物、ブルワーク等を一体成形する船舶の上甲板、測度長、船体の容積の算定方法を規定します。

特例5-4 （測度長24メートル未満の船舶の上部構造物の容積の算定方法）

容積を算定するために適当と認められる場合には、ブルワークの上端等閉囲場所の範囲ではない適当な位置までを構造物とみなして容積を算定した後、当該容積から閉囲場所に含まれない場所を控除することにより、上部構造物の容積を算定して差し支えないこととします。

特例5-5 （ウインドシールド）

操縦席の周囲に設けられたウインドシールドであって、奥行き等の要件を満足するのは、仕切りと取り扱わないこととします。

特例5・31・33-1 （除外場所が含まれている閉囲場所の容積の算定方法）

（総トン数20トン未満の船舶に限る。）

除外場所が含まれている閉囲場所の容積の算定方法は、閉囲場所の容積を算定後除外場所の容積を控除することにより算定していましたが、除外場所とならない閉囲場所のみの容積を算定して差し支えないこととします。

特例10-6 （複板型のブルワーク、ブルワーク状構造物）

（測度長24メートル未満の船舶に限る。）

ブルワーク又はブルワーク状構造物が暴露部にある場合であって、その容積及び幅が小さい場合は、閉囲場所の合計容積に合算しないこととします。

特例10-7 （微小容積）（測度長24メートル未満の船舶の船舶に限る。）

微小容積である構造物が2面利用している場合であっても、用途を限定し、閉囲場所の合計容積に合算しないこととします。

特例10-8 （バルバスバウ・船体接合部）（測度長24メートル未満の船舶に限る。）

大きさが小さいと判断されるバルバスバウ及び船体の接合部の突出部分は、閉囲場所の合計容積に合算しないこととします。

特例19-1 （みなし測度長）

（測度長24メートル未満の船舶に限る。）

測度長の前端より前方又は測度長の後端より後方の船体の部分を有する船舶であって、容積を算定するために適当と認められる場合には、当該突出部の前端又は後端を測度長の基点とみなして容積を算定して差し支えないこととします。

特例30-1 （上甲板下の閉囲場所の容積の算定方法）（規則第3条の上甲板を有する測度長24メートル未満の船舶に限る。）

上甲板に階段部を有する船舶の船体の容積を算定するにあたって、容積を算定するために適当と認められる方法により算定して差し支えないこととします。

特例32～33-4及び特例32～33-5（側面に仕切りを有する覆い下部の場所）  
（測度長24メートル未満の船舶に限る。）

構造物の周縁の仕切りから張り出された覆い下部の側面に仕切りを有している場合であって、当該側面の仕切りの長さが要件を満足する場合には、規則第32条第5号により除外することが出来るよう改正します。

特例10・33-1（複板型のブルワーク、ブルワーク状構造物、覆い）

複板型のブルワーク、ブルワーク状構造物、覆いであって、要件を満足する場合は、その内側板を内張とみなし、除外場所又は暴露部と見なされる場所の容積に含めることができるよう改正します。

特例3・10・19-2（PWCの船体の容積）

PWCの総トン数を算定するための方法を制定します。

注）これらの改正案は、あくまでも現時点での原案ですので、今後の改正作業を通じて、内容等については、変更される可能性があります。